

令和7年4月1日より

入院時食事療養費の標準負担額が以下の通り変更となります。

区分		標準（患者）負担額（1食当たり）	
70歳未満	一般	510円	
	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
	低所得者Ⅰ	110円	
指定難病患者 小児慢性特定疾病児童等	300円		
70歳以上 高齢者	一般	510円	
	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
	低所得者Ⅰ	110円	
指定難病患者	300円		

※2025年入院時食事療養費改定により、1食当たり20円引き上げられます。

併せて標準（患者）負担額も20円（低所得区分は10円又は20円）引き上げとなります。